

議案第 57 号

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成 20 年桐生市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「起算して 5 年内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 57 号 桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、対象施設の設置の期限を改めるものです。